

平成 30 年 5 月 29 日受理した隠岐の島町職員措置請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を下記のとおり公表します。

平成 30 年 7 月 26 日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘

同 池田信博

記

1 請求書の受理

平成 30 年 5 月 29 日

2 請求の内容

職員措置請求書に記載され、かつ請求人が陳述を行った違法または不当にかかる事実、主張及び措置請求事項は、おおむね次のようなものである。

(1) 隠岐の島町長は平成 30 年 3 月 2 日開会の隠岐の島町議会に、離島漁業再生支援交付金事業の使途不明金等 28,678,311 円に係る国・県、町への返還金についての補正予算を上程した。その内訳は交付金制度から国が 1/2 の 14,339 千円 (14,339,155 円)、県が 1/4 の 7,170 千円 (7,169,578 円)、町が 1/4 の 7,170 千円 (7,169,578 円) の計 28,679 千円 (28,678,311 円) であるはずなのに、町への返還額は 3,120 千円 (3,120,383 円) で、計 24,629 千円 (24,629,116 円) となっている。これは漁業集落が負担しなければならない未払金、職員立替金等の 4,049 千円 (4,049,195 円) を本来の町への返還額 7,170 千円 (7,169,578 円) から差し引いたものである。

(以下、本文において金額表記は千円単位とする)

(2) 未払金、職員立替金等の 4,049 千円は、支払い時期の関係から交付金事業にはならないお金で、事業主体である漁業集落が負担すべきもので、町が代わって負担することは不当である。

(3) 本来の収入は、交付した金額の返還金 7,170 千円を予算計上し、未払金、職員立替金等の 4,049 千円の漁業集落の財源は、町の新たな事業として補助金・交付金で支出するのが会計上の処理である。収支を相殺した会計処理は不当である。

(4) よって、漁業集落が支払わなくてはならないのは7,170千円であって、3,120千円の町の収入は不当であり、4,049千円が損害である。

(5) 未払金、職員立替金等の4,049千円を、交付金事業の事業実施主体である漁業集落に返還を求めることを請求する。

3 監査の実施

1) 監査の期間

平成30年5月29日(受理日) から 平成30年7月26日

2) 監査の方法

地方自治法第242条第4項の規定に基づく監査委員監査による

4 監査結果

本件請求に係る監査の結果については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

会計処理の不当性については請求人の主張を認めるものである。

損害請求の未払金、職員立替金等の4,049千円については、同額を町から漁業集落に町単独の補助金・交付金を支出するという議会等での説明内容を受けて、損害は発生していないものと判断する。

このことは、正規な会計処理として補助金・交付金を歳出予算化することで明らかになるもので、この新たな事業として補助金・交付金を支出する会計手法は、請求人が指摘しているものである。

この件に関してさらに言えば、収支予算の相殺内容は議会で説明されているものの、議会全員協議会或いは常任委員会の公的記録がなされない会議での説明であり、実質的に一般住民には周知されない、法第210条の総計予算主義の原則に反した処理であったといえる。

このように、法的に不当な処理であることから、法第242条第4項の規定により隠岐の島町長に対し、請求に対する必要な措置を講ずることについて次のとおり勧告することとした。

【勧告内容】

隠岐の島町は、平成29年度一般会計補正予算第6号において法第210条の規定に反した会計処理をしており、町にも交付金事業返還金総額28,679千円の1/4となる7,170千円を漁業集落から返還してもらう処理が必要である。

隠岐の島町長は、6ヶ月以内に次の措置を講ずること。

平成29年度の返還金の収入調定額は誤りとし、平成30年度において不足分4,049千円の返還を求めること。

これらの予算措置を速やかに行うこと。